

東浦町選挙人名簿及び在外選挙人名簿の抄本の閲覧に関する要綱

(目的)

第1条 この要綱は、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第29条第2項（同法第30条の12第2項の規定により準用される場合を含む。）の規定による東浦町の選挙人名簿及び在外選挙人名簿の抄本（以下「抄本」という。）の閲覧その他適当な便宜の供与（以下「閲覧」という。）に関して必要な事項を定め、閲覧資料が不当な目的に使用されることを防止し、選挙人のプライバシーを保護するとともに選挙人名簿及び在外選挙人名簿の正確を期することを目的とする。

(閲覧の範囲)

第2条 閲覧は、次の各号のいずれかに該当する場合に限り認めるものとする。

- (1) 選挙人が登録の有無又は記載事項の確認をする場合
- (2) 政党その他の政治団体（政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第6条第1項の規定により届け出たものに限る。）又は公職の候補者若しくは公職の候補者となろうとする者（以下「候補者等」という。）が、選挙運動又は政治活動のために利用する場合
- (3) 国又は地方公共団体が行政上の目的に基づく各種調査等に利用する場合
- (4) 報道機関又は学術機関が公共の目的のため世論調査等に利用する場合
- (5) その他東浦町選挙管理委員会（以下「委員会」という。）が特に必要と認めた場合

(閲覧の拒否)

第3条 委員会は、次の各号のいずれかに該当する場合は、閲覧を拒否することができる。

- (1) 個人の基本的人権及びプライバシーを侵害するおそれがある場合
- (2) 営利上の目的（広告、宣伝、販売拡張、市場調査等）又は不当な目的のために使用されるおそれがある場合
- (3) 委員会の指示に従わない場合

(閲覧の申請)

第4条 閲覧をしようとする者（以下「申請者」という。）は、あらかじめ選挙人名簿及び在外選挙人名簿抄本閲覧申請書兼誓約書（様式第1）又はこれに準ずる書類（以下「申請書」という。）を委員会に提出し、承認を受けなければならない。ただし、第2条第1号に該当する場合は、申請書の提出を省略することができる。

2 前項の場合において、委員会は、申請者に対し身分を証明する書面等の提示を求めることができる。

3 第2条第2号の規定に該当する場合において、候補者等に代わって閲覧をしようとする者は、候補者等の代理の者である旨を証する書面を提出しなければならない。

4 第2条第3号又は第4号の規定に該当する場合において、当該各号に掲げるものから委託等を受けた者は、委託等を受けたことを証する書面を提出しなければならない。

5 前各項に規定するもののほか、委員会が必要と認めるときは、申請者に対して関係書類等の提出を求めることができる。

(閲覧の方法)

第5条 閲覧は、委員会が指定した場所で執務時間中にしなければならない。

2 閲覧は、読取り又は筆記による転記の方法に限るものとする。

3 閲覧は、抄本を丁重に取り扱い、破損、汚損、加筆等の行為をしてはならない。

(閲覧の制限)

第6条 委員会は、第4条第1項の規定による閲覧の申請があった場合において、次の各号のいずれかに該当するときは、閲覧を制限することができる。

(1) 事務に支障があると認められる場合

(2) 多数の者が抄本の閲覧を申請し、その使用が競合するおそれがある場合
(閲覧をした者の責務)

第7条 閲覧申請者及び閲覧者（以下「閲覧をした者」という。）は、閲覧により作成した資料に関して、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1) 個人の基本的人権の尊重、プライバシーの保護のため、使用及び保管について十分注意すること。

(2) 閲覧目的以外に使用しないこと。

(3) 作成した資料が不要となった場合において、委員会へ提出したときを除き、他の目的に転用されないよう焼却等適切な措置を講ずること。

(委員会に対する報告等)

第8条 閲覧をした者は、次に掲げる場合には、文書をもって委員会に報告又は回答しなければならない。

(1) 抄本の記載事項に誤記、脱漏等を確認した場合

(2) 閲覧により作成した資料の所持、保管状況等について、委員会から照会があった場合

(閲覧資料の返還)

第9条 委員会は、閲覧をした者がこの要綱に違反した場合は、閲覧により作成した資料のすべてについて返還を求めることができる。

(委任)

第10条 この要綱に定めるもののほか、閲覧に関し必要な事項は、委員会が定める。

附 則

この要綱は、平成17年11月1日から施行する。

様式第 1（第 4 条関係）

選挙人名簿及び在外選挙人名簿の抄本閲覧申請書兼誓約書

年 月 日

東浦町選挙管理委員会委員長

閲覧申請者 住 所
(所在地)

氏 名 印
(名称及び代表者名)

電話番号

閱 覧 者 住 所
氏 名 印
電話番号

下記のとおり閲覧したいので申請します。

なお、閲覧については貴委員会の指示に従い、東浦町選挙人名簿及び在外選挙人名簿の抄本の閲覧に関する要綱を遵守し、閲覧により知り得た事項は、閲覧の目的以外に使用せず、かつ、他に一切公表しないことを誓約します。

また、同要綱第 9 条の規定により貴委員会が資料の返還を求めた場合は、直ちに返還します。

記

閲覧する名簿	☐ 選挙人名簿抄本	☐ 在外選挙人名簿抄本
閲覧期間	年 月 日 年 月 日	時 分 から 時 分 まで
閲覧目的 (詳しく記入してください)		
閲覧の範囲 (地区・件数)		
閲覧の方法	☐ 読取り	☐ 筆記
転記項目	☐ 住所	☐ 氏名 ☐ 生年月日 ☐ 性別
添付書類	☐ 調査説明書 ☐ その他関係書類	

(注) 1 各種調査等を目的として閲覧を申請する場合は、別紙「調査説明書」及びその他関係書類を添付すること。

2 閲覧者が複数の場合は、裏面等に全員の住所氏名を記載すること。

別紙

調 査 説 明 書

調査の名称	
調査の委託を受け 実施する機関	(名称) (担当者名) (所在地) (電話番号)
閲覧の委託を受け 実施する機関	(名称) (担当者名) (所在地) (電話番号)
調査の目的	
調査の対象 (対象、抽出方法)	
添付書類	調査票 (調査票の添付ができないときは、調査事項を記載すること。)
公表の有無	☐ 有 ☐ 無 (公表しない理由)
公表の時期	年 月 日
公表の方法	
備 考	

(注)この説明書は、各種調査等のため閲覧しようとするときのみ記載すること。